

第 43 号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年 3 月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|-------------------------------|
| <p><u>（用語の定義）</u></p> <p><u>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）管理者 本市の水道事業管理者をいう。</u></p> <p><u>（2）水道事業者 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいう。</u></p> <p><u>（3）使用者 本市の水道事業により水の供給を受ける者をいう。</u></p> | <p><u>第 2 条及び第 3 条 削除</u></p> |

(4) 給水装置 需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(5) 給水装置工事 給水装置の設置又は変更の工事をいう。

(6) 指定給水装置工事事業者 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者

イ 災害その他非常の場合において、管理者が給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、他の水道事業者（本市以外の水道事業者をいう。以下この号において同じ。）又は他の水道事業者から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者

第3条 削除

(給水装置の区分)

第4条

(給水装置)

第4条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

給水装置は、次の4種に区分する。

(1)～(4) [略]

(給水方法)

第4条の2 本市の水道事業は、使用者へ自然流下の方法によつて給水するものとする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

2 [略]

(給水の申込み)

第5条 [略]

2 管理者は、前項の規定による申込みについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことができる。

(1) [略]

(2) 使用者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき。

(3) [略]

2 給水装置は、次の4種に区分する。

(1)～(4) [略]

(給水方法)

第4条の2 本市の水道事業は、本市の水道事業により水の供給を受ける者（以下「使用者」という。）へ自然流下の方法によつて給水するものとする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

2 [略]

(給水の申込み)

第5条 [略]

2 管理者は、前項の規定による申込みについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことができる。

(1) [略]

(2) 使用者の給水装置が、管理者又は水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事（給水装置の設置又は変更の工事をいう。以下同じ。）に係るものでないとき。

(3) [略]

(分担金)

第19条 [略]

2 分担金は、給水装置工事申込みの際徴収する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 [略]

(給水装置の変更等の工事)

第26条の2 管理者は、配水管の移設

その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の規定により給水装置に変更を加える工事を施行するときは、これに要する工事費は、管理者の負担とする。

第26条の3 [略]

(分担金)

第19条 [略]

2 分担金は、給水工事申込みの際徴収する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 [略]

第26条の2 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行に当たり、条例を改正する必要があるため。